

高第 2 1 5 7 号
令和 4 年 2 月 1 0 日

各介護サービス事業者 代表者 様
各介護保険施設 開設者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る事前申出について

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定)において決定された介護職員処遇改善支援補助金について、県では事業実施に向けて準備を進めているところです。

なお、事業内容の一部は国において調整中ですが、令和 4 年 2 月(やむを得ない場合は 2 月分をまとめて 3 月に支払うことを条件に 3 月)から賃金改善を行っていることが補助金の申請要件となっていることから、その旨事前に報告していただく必要があります。

つきましては、**令和 4 年 2 月 1 5 日(火)から事前報告の受付を開始**しますので、下記ホームページを参照いただき、手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 事業概要 別添リーフレット及び千葉県ホームページを御確認ください。
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/tetsuzuki/kaigo/r3kaizen.html>
- 2 受付期限 **原則、令和 4 年 2 月 28 日(月)まで**
ただし、令和 4 年 3 月分にまとめて同年 2 月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年 3 月 31 日(木)まで
- 3 申請方法 ちば電子申請サービスによる。
URL:https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7997
- 4 その他 報告書はちば電子申請サービスを利用することで、自動的に PDF 形式により出力されます。
- 5 問合せ先 本事業の概要等については、厚生労働省コールセンターにお問合せ願います。
TEL:03-6812-7835 (受付時間: 平日 9 時 30 分~17 時 30 分)

(担当)

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班
TEL:043-223-3926・2386